

子どもの生活実態調査結果

～子どもの貧困の解消と子どもの権利の保障に向けて～

世田谷区では、令和7年度からの「子ども・若者総合計画（第3期）」に内包する「子どもの貧困対策計画」の策定に向け、平成30年度子どもの生活実態調査では対象でなかった高校生世代の子どもの実態を把握し、重点的に取り組むべき施策を講じていくために、令和5年度に「子どもの生活実態調査」を行いました。

様々な方々のご協力により実施したこの調査の結果を広くお知らせし、子どもの貧困の解消に向けて、経済的な理由による生活困難を抱える子どもや保護者の状況を理解していただくために作成しました。ぜひご一読ください。

1 調査の実施概要

調査対象	世田谷区に在住の令和5年度高校2年生世代（※）のすべての子どもとその保護者6,875世帯 ※平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ（16～17歳）
調査内容	子ども：子ども自身の状況、友人関係、学校・勉強、普段の生活、食事・健康、アルバイトなどの仕事、普段考えていること、公的支援の利用状況 など 保護者：保護者自身と世帯の状況、父母の職業、新型コロナウイルス感染症による家庭への影響、親子の健康、子どもの進路、子育てにかかる費用、家庭での生活、父母の成育歴、公的支援の利用状況 など
調査時期	令和5年9月1日から10月2日まで
有効回答率	高校生世代 23.4%、保護者 30.9%（マッチングできた件数21.6%）

2 調査結果から見た主な状況



- 15.4%の高校2年生世代の子どもが経済的な理由による生活困難を抱えており、食や学習、体験、人間関係、健康面等での影響を受けている。
- 生活困難層ほど、新型コロナウイルス感染症拡大前よりも収入が減っている世帯が多い。
- 生活困難層の保護者は、経済的な理由で自身に必要なものや機会が制約されていたり、保護者自身が子ども期に暴力を受けたり、育児放棄をされた経験がある等、困難を抱えている。
- 支援サービスの利用意向があったが支援サービスを利用しなかった保護者が多い傾向にあり、生活が困窮するほどその割合は高い。

日本における子どもの貧困と国の動き

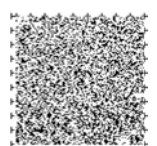
日本では約9人に1人の子どもが、その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態にある、「相対的貧困」にあるといわれています（※）。

子どもの貧困は、単にお金がないというだけでなく、生きる・育つ・守られる・参加するという「子どもの

権利」が保障されないリスクを高めます。また、子どもの貧困は、外からは見えにくく、様々な要因が複雑に重なり、子どもとその家庭だけでは解決できないという課題があり、社会全体で解決することが重要です。

国は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（平成25年6月公布、令和6年6月改正）及び「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

※子どもの貧困率 約11.5%（厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」）



音声コード

3 世田谷区における子どもの貧困の把握

(1) 生活困難度とは？

「生活困難度」は貧困を測定する指標です。子どもの生活における困難を①低所得に加え、剥奪指標（※）である②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から捉えています。

【図表1】生活困難について

①低所得

等価世帯所得が厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯<低所得基準>
世帯所得の中央値423万円÷
√平均世帯人数（2.25人）×50%=141.0万円

2人世帯で約199万円未満、3人世帯で約244万円未満、4人世帯で約282万円未満（税金・社会保険料・社会保障給付金も含まれる）

※社会の中で生活に必要なモノやサービス、社会的活動が、経済的な理由で奪われている状態にあるかどうかによって貧困を測定する指標

③子どもの体験や所有物の欠如

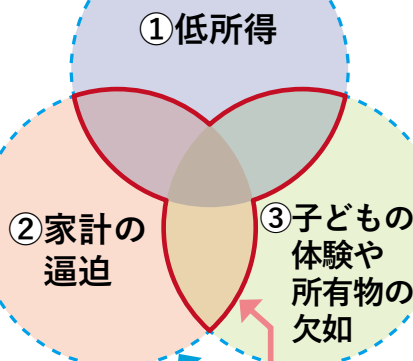
子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で、剥奪されている項目が3つ以上該当

- 海水浴に行く
- 博物館・科学館・美術館などに行く
- キャンプやバーベキューに行く
- スポーツ観戦や劇場に行く
- 遊園地やテーマパークに行く
- 毎月小遣いを渡す
- 毎年新しい洋服・靴を買う
- 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる
- 学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう）
- お誕生日のお祝いをする
- 1年に1回くらい家族旅行に行く
- クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- 子どもの年齢に合った本
- 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
- 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所

②家計の逼迫

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣類を買えなかった経験など、下記7項目のうち1つ以上が該当

- 電話料金が支払えなかった
- 電気料金が支払えなかった
- ガス料金が支払えなかった
- 水道料金が支払えなかった
- 家賃が支払えなかった
- 家族が必要とする食料が買えなかった
- 家族が必要とする衣類が買えなかった



(2) 生活困難層とは？

①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素のうち、2つ以上該当する世帯を「困窮層」、いずれか1つに該当する世帯を「周辺層」、どれにも該当しない世帯を「一般層」と分類し、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層を「生活困難層」としています。

生活困難層	困窮層+周辺層	
	困窮層	2つ以上の要素に該当
	周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない	

(3) 世田谷区的生活困難層

困窮層と周辺層を合わせた生活困難層の高校2年生世代の子どもは15.4%です。

仮に15～17歳の子どもにおいて生活困難層が15%いるとすれば、約3,100人の高校生世代子どもが生活困難層だと推定されます。

※平成30年度子どもの生活実態調査では、小学5年生の11.7%、中学2年生の13.9%が生活困難層でした。

【図表2】生活困難層の割合

生活困難層	15.4%	
	困窮層	5.6%
	周辺層	9.8%
一般層	84.6%	

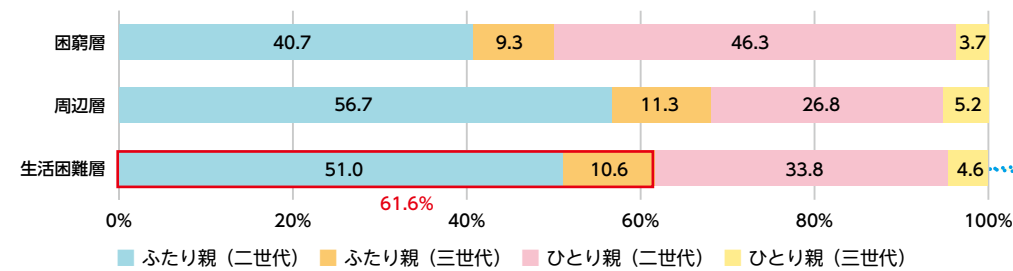
生活困難度は所得と剥奪指標を合わせた指標のため、所得のみに基づく子どもの貧困率とは比較できない。

4 生活困難と家庭の状況

(1) 生活困難層の子どもの世帯タイプ

生活困難層のうち、51.0%はふたり親（二世帯）世帯であり、ふたり親（三世帯）世帯も含めると、6割を超える子どもがふたり親世帯に属します。

【図表3】生活困難層の子どもの世帯タイプ

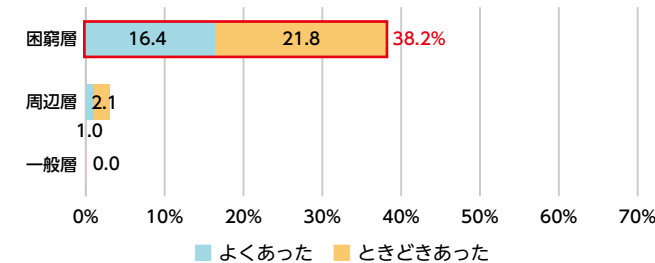


ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む、生活困難を抱える子どもや家庭への支援が必要です。

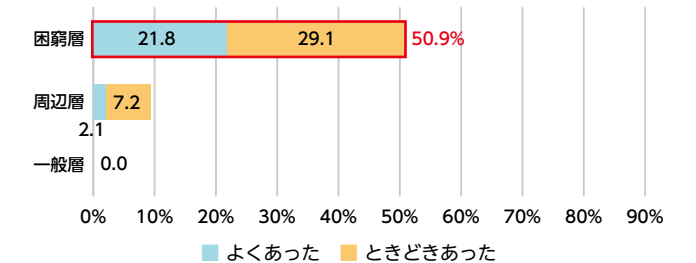
(2) 家計の状況

過去1年間に家族が必要な食料を買えなかった経験が「よくあった」「時々あった」割合は、一般層では0%であったのに対し、困窮層では38.2%となります。また、衣類を買えなかった経験についても、「よくあった」「時々あった」割合は、一般層では0%であったのに対し、困窮層では50.9%となります。

【図表4】過去1年間に家族が必要な食料を買えなかった経験



【図表5】過去1年間に衣類を買えなかった経験

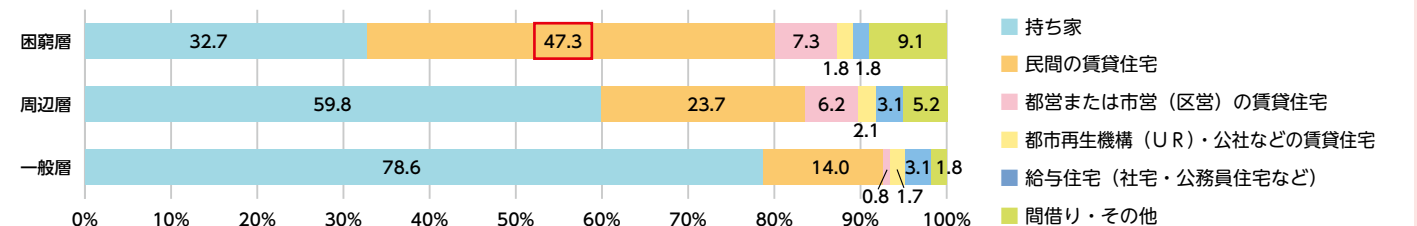


また、困窮層では、約2割～4割の世帯にて、過去1年間に電話、電気、ガス、水道、家賃、その他債務の支払いが経済的な理由でできなかった経験があります（グラフ省略）。

(3) 住居の状況

生活困難度が高いほど、持ち家の割合が低くなり、民間の賃貸住宅の割合が高くなっています。特に、困窮層では、47.3%が民間の賃貸住宅に居住しています。

【図表6】住宅の種類

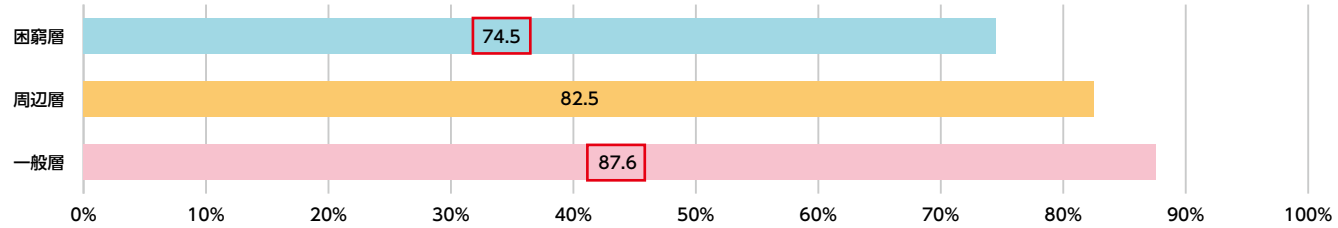


5 生活困難が子どもに与える影響

(1) 子どもの食

ほぼ毎日3食食べる子どもの割合は、一般層では87.6%であるのに対し、**困窮層**では**74.5%**となります。

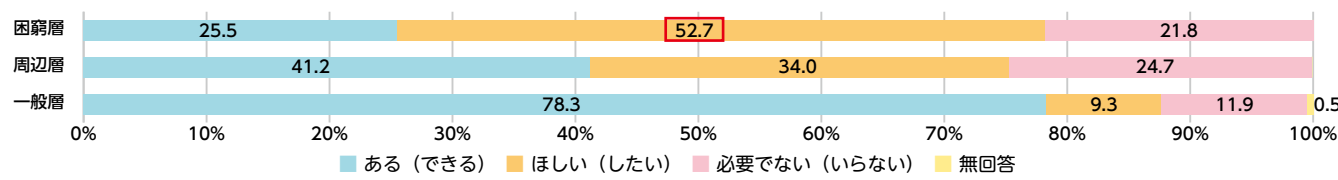
【図表7】ほぼ毎日3食食べる子どもの割合



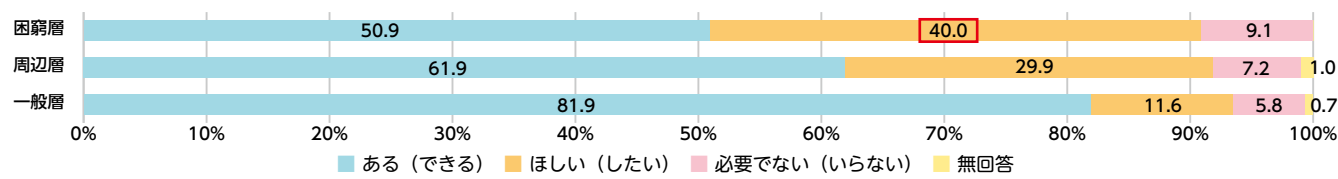
(2) 子どもの所有物・体験

全体で、自宅でインターネットにつながる環境は98.7%、スマートフォンは98%が所有し、生活困難度による差が確認されませんでした。一方で、**それ以外の項目ではすべて生活困難度による差があり**、「1年に1回の家族旅行」は52.7%、「月5,000円ほどの自分で自由に使えるお金（お小遣い）」は40.0%、「学習塾」は30.9%の困窮層の子どもが「ほしい（したい）」と回答しています。

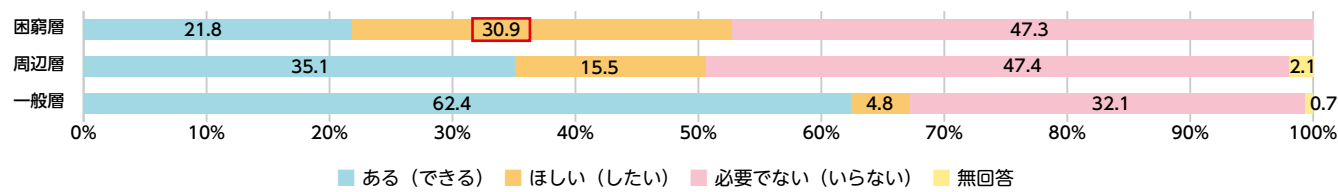
【図表8】1年に1回の家族旅行



【図表9】月5,000円ほどの自分で自由に使えるお金（お小遣い）



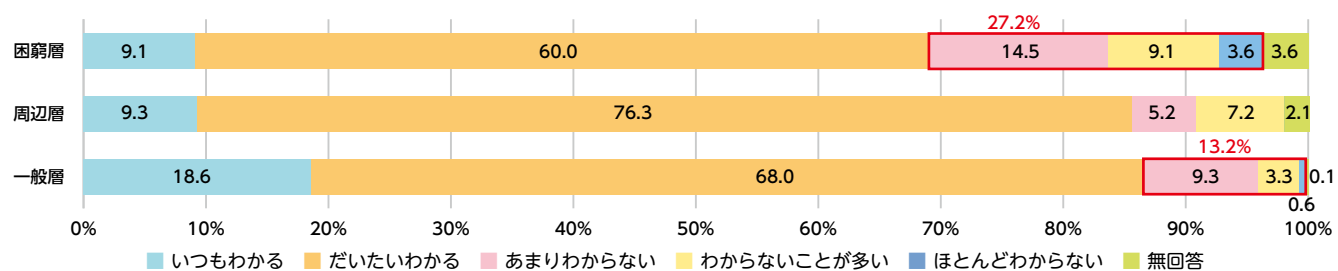
【図表10】学習塾



(3) 子どもの学び

学校の授業が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答した子どもの割合は、一般層では13.2%であるのに対し、**困窮層**では**27.2%**となります。

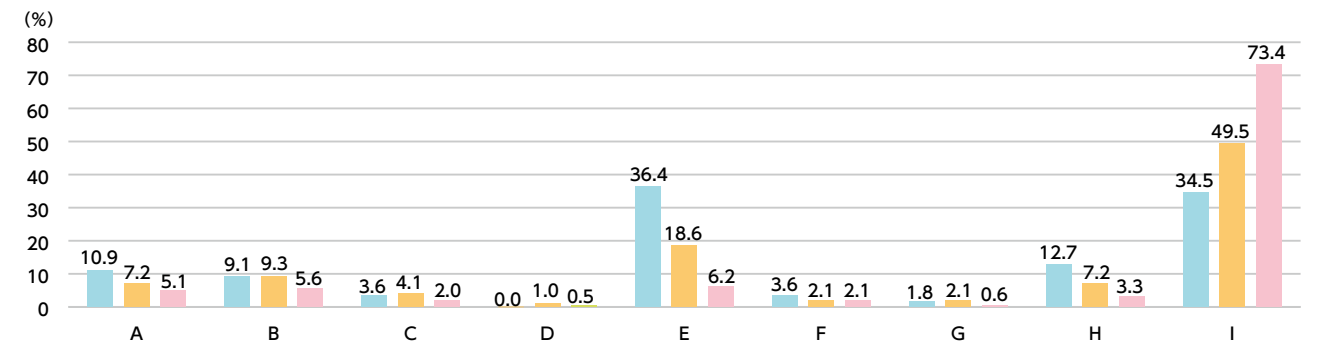
【図表11】授業の理解度



(4) 子どもの逆境体験

様々な逆境体験をしたことがない子どもの割合は、一般層では73.4%であるのに対し、**困窮層**では**34.5%**となります。**生活困難層の子どもほど、様々な逆境体験をした割合が高くなります。**

【図表12】様々な逆境体験をした子どもの割合

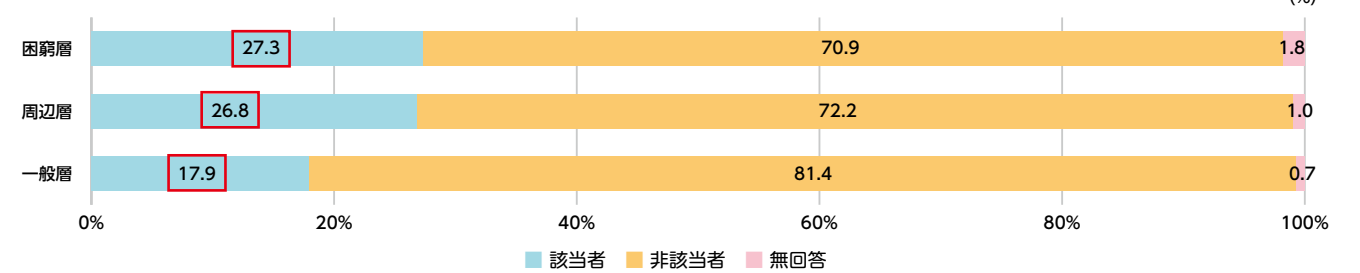


- A：一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある。
B：一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがするほど強くなぐられたことが一度でもある。
C：家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある。
D：必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある。
E：両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある。
F：一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある。または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある。
G：一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる。
H：一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる。
I：上記のような経験は、したことがない。

(5) 子どもの健康

抑うつ傾向のある子どもの割合は、一般層では17.9%であるのに対し、困窮層では27.3%、周辺層では26.8%となります。

【図表13】子どもの抑うつ傾向

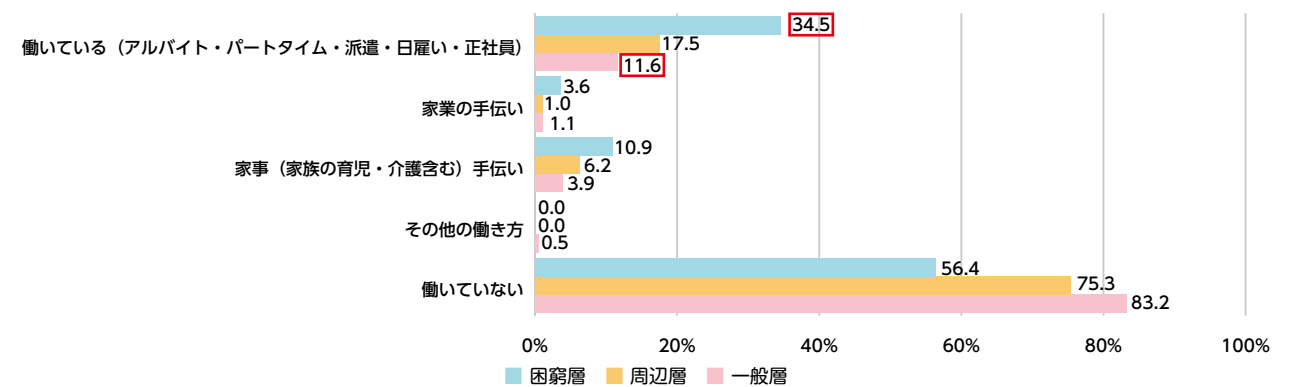


※抑うつ傾向を測るK6指標を用いて測定しています。K6は、過去30日間の心の状況（6項目）を数値化したもので、「気分・不安障害相当（9点以上）」を「抑うつ傾向あり」としています。

(6) 子どもの仕事

就労していない子どもの割合は生活困難度が高いほど低く、「働いている（アルバイト・パートタイム・派遣・日雇い・正社員）」と回答した子どもの割合は、一般層では11.6%であるのに対し、**困窮層**では**34.5%**となります。

【図表14】子どもの就労状況

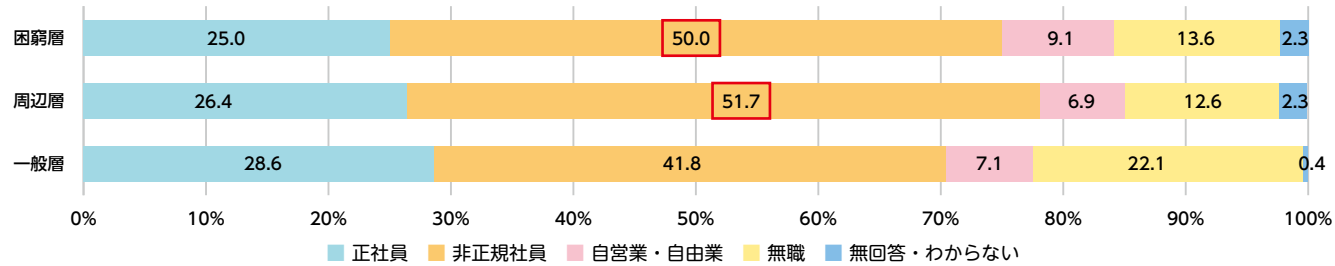


6 生活困難と保護者の状況

(1) 同居の母親の就労状況

就労をしている母親の割合は困窮層と周辺層にて高いですが、**困窮層と周辺層**では、「**非正規社員**」の割合が**約5割**となります。

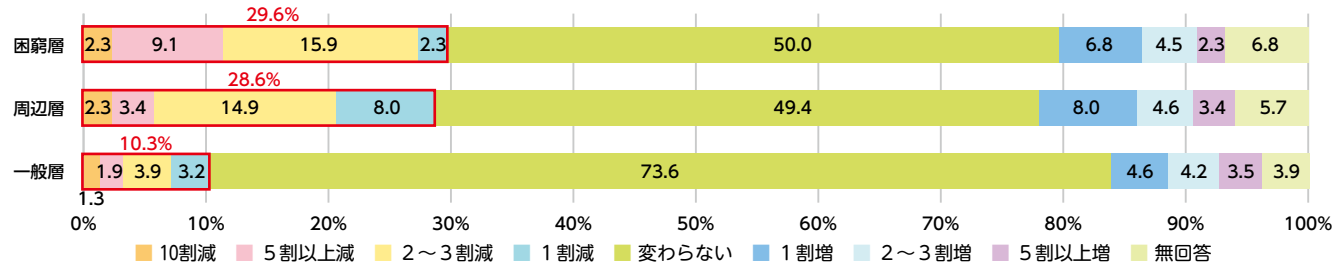
[図表15]同居の母親の就労状況



(2) 新型コロナウイルス感染症による母親の収入への影響

新型コロナウイルス感染症拡大前に比べ収入が減った母親の割合は、一般層では10.3%であるのに対し、**困窮層では29.6%、周辺層では28.6%**となります。

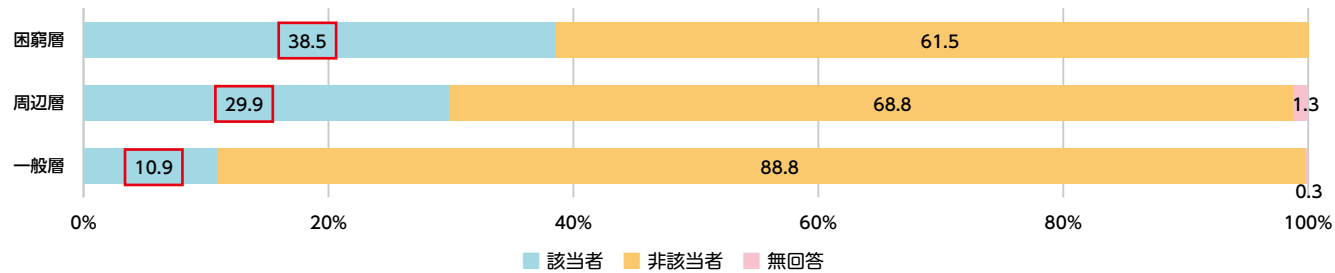
[図表16]新型コロナウイルス感染症による母親の収入への影響



(3) 母親の健康

抑うつ傾向のある母親の割合は、一般層では10.9%であるのに対し、**困窮層では38.5%、周辺層では29.9%**となります。

[図表17]母親の抑うつ傾向

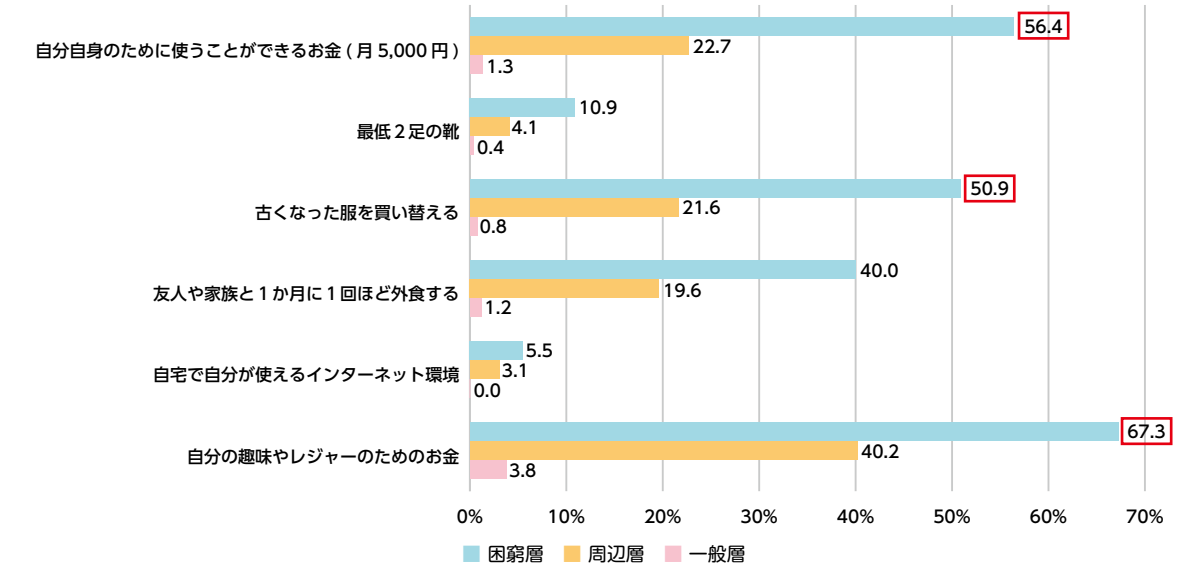


※抑うつ傾向を測る K 6 指標を用いて測定しています。K 6 は、過去30日間の心の状況（6項目）を数値化したもので、「気分・不安障害相当（9点以上）」を「抑うつ傾向あり」としています。

(4) 保護者の所有物・体験

すべての項目で生活困難度による差があり、「**自分の趣味やレジャーのためのお金**」は**67.3%**、「**自分自身のために使うことができるお金（月5,000円）**」は**56.4%**、「**古くなった服を買い替える**」は**50.9%**の**困窮層**の保護者が「**金銭的にない（できない）**」と回答しています。

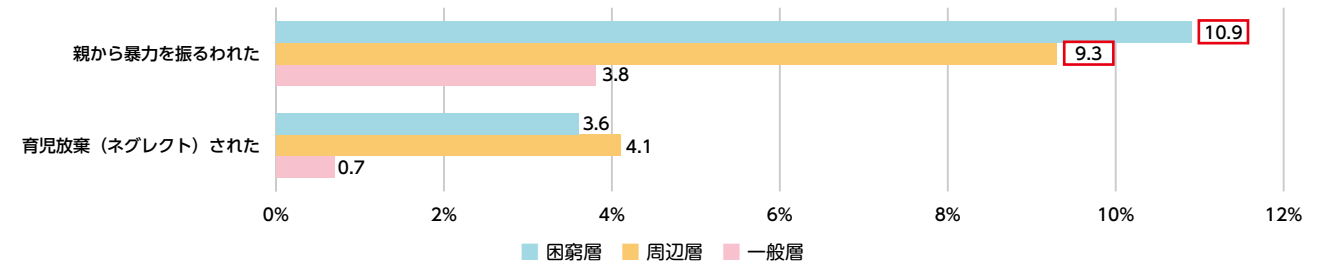
[図表18]金銭的にない（できない）と回答した保護者の割合



(5) 保護者が成人するまでに体験した困難

困窮層と周辺層の保護者は、自身が子ども時代に親から暴力を振るわれた経験や、育児放棄をされた経験がある割合が、一般層の保護者よりも高くなっています。特に、**親から暴力を振るわれた経験がある保護者**の割合は、**困窮層と周辺層**では、それぞれ**約1割**となります。

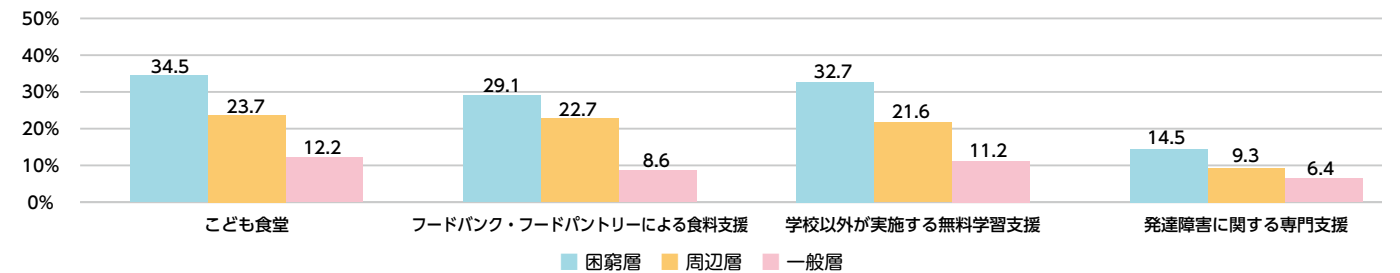
[図表19] 保護者が成人するまでに体験した困難



(6) 支援サービスの利用状況

実際に支援サービスを利用した経験を持つ保護者よりも、**利用意向はあったが利用しなかった(※)保護者**の方が多い傾向があり、その割合は**困窮層にて高くなる**傾向があります。

[図表20]利用意向はあったが、支援サービスを利用しなかった保護者の割合



※「利用したかったが、条件を満たしていなかった」「利用時間や制度等が使いづかった」「利用の仕方がわからなかった」との回答を、「利用意向はあったが利用しなかった」と分類しました。

区ではこれまで「子どもの貧困対策推進連絡会」を設置し、子どもの貧困対策を横断的に推進してきました。

平成30年度に、子どもの生活実態調査（小学5年生および中学2年生のすべての子どもと保護者が対象）を実施し、「子ども計画（第2期）後期計画」に内包する形で子どもの貧困対策計画を初めて策定しました。

令和7年3月に、これまでの取り組みや令和5年度の子どもの生活実態調査などをふまえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に基づき、新たな子どもの貧困対策計画を「子ども・若者総合計画（第3期）」の中に位置づけて策定しました。

児童の権利に関する条約

（平成元年国連採択、平成6年日本批准）

こども基本法

（令和4年6月制定）

世田谷区子どもの権利条例

（平成13年12月制定、令和7年3月改正）

子ども・子育て応援都市宣言

（平成27年3月制定）

世田谷区

子ども・若者総合計画

（第3期）

（令和7年度～令和16年度）

子どもの貧困対策計画の方向性

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、
貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないように
すべての子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、
ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を
地域と連携しながら全庁的に推進していきます。

5つの柱による施策展開

◆ 教育の支援

◆ 生活の安定に資するための支援

◆ 支援につながる仕組みづくり

◆ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

◆ 経済的負担の軽減のための支援

* 参考情報 *

令和5年度世田谷区子どもの生活実態調査

区HP：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/2126.html>



世田谷区子どもの貧困対策

区HP：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/2129.html>



子ども・若者総合計画（第3期）

区HP：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/23479.html>



【発行】

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 TEL 03-5432-2569 FAX 03-5432-3081

令和7年3月 広報印刷物登録番号No.2356